



あったかふれあいセンターこぶしの皆さんが
新庁舎を訪れ、議場も見学しました



鉄鋼スラグを投石中

の上昇をここで食い止める方法も検討されているとのことです。



新設された耐震燃料タンク

■燃料タンク対策事業費
ハウスの燃料タンク12基の地震対策です。

1300万円

■投石魚礁調査業務委託費
平成29年度に試験的に投石した魚礁の追跡調査を行うものです。

400万円

■中山間地域等直接支払交付金 4183万円
耕作放棄地対策の一環で現在行われており、佐賀6、大方14の20協定で対象面積は241ヘクタールになっています。

平成30年度

特別会計予算

●国民健康保険事業

本年度から国保が県に統合され昨年度比で16.3%減の予算となっています。

本年度、6千万円の法定外繰り入れをすれば赤字となる予定です。

■若者健康診査費

67万円

新事業で20代〜30代の特定健診を無償で行うものです。

●介護保険事業

■通所型短期集中運動委託料 582万円

退院者に3ヶ月の短期間集中して専門員が運動を行うことによる要介護にならないようにする取り組みで、成果があることから5人から10人に増やし実施するものです。

この事業により、本来であれば平成30年度介護保険基準が6508円であるが、これら介護予防

の成果見込み264円と基金144円とで408円減額して6100円としています。

条例改正

●指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正

このほか介護関連条例改正案は高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするため介護保険制度と障がい者福祉制度に新たな共生型サービスを位置づけることが背景にあります。



通所型短期集中運動機能向上サービスの一例

障がい者の制度と介護保険の制度が別に定められている関係で障がい者が高齢化(65歳)するとそれまで住み慣れた障がい者施設等から介護保険の制度上の施設に移る必要があります。

このため、障がい者福祉施設の認定事業所が介護保険事業所の指定を取りやすくし、新たな共生型サービス(ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ)の位置づけと、介護医療院の規定を盛り込むための改正です。

●介護保険条例の改正

4月からの第7期介護保険計画に合わせ介護保険料の改定を行うものです。基準額6100円になります。

